保養 所利 用規程

(目 的)

第1条 トピー健康保険組合(以下「本組合」という)は、被保険者及び被扶養者の健康の保持増進 を図るため直営保養所(以下「保養所」という)を設け、利用については、この規程の定める ところによる。

(保養所の名称・所在地)

- 第2条 保養所の所在地は次のとおりとする。
 - (1) トピー健康保険組合 強羅荘

神奈川県足柄下郡箱根町強羅 1320 番地 68 号

(利用者)

第3条 保養所を利用できる者は、本組合の被保険者・被扶養者及び利用手続きをとったその他の 者とする。「その他の者」とは、本組合の加入員以外の者をいう。その他の者のうち、保養 所管理会社(㈱ビスタリゾート)の会員が保養所(強羅荘)を利用する場合は、さらに「相互利 用者」として区分する。

(利用責任者)

第4条 保養所申込には必ず利用責任者を選任し、利用責任者は、チェックインの際利用券の提出 とともに身分証を提示すること。なお、身分証は被保険者・被扶養者においては「被保険 者証」、その他の者については、本人確認が可能な「身分証明書(運転免許証等)」とする。

(定 員)

- 第5条 保養所の宿泊定員は次のとおりとする。
 - (1)強羅荘

37 人(4 人部屋×7室 3 人部屋×3室)

(宿泊期間)

- 第6条 宿泊利用は同一人につき、同一保養所で連続2泊までを原則とする。
- 2 前項の宿泊とは、1泊の場合入所日の午後3時から翌日の午前10時までをいう。

(公 休 日)

第7条 職員の公休日はいかなる者も利用することはできない。

(利用制限)

第8条 利用する部屋数は定員利用を基本とし、定員以下の利用者が複数部屋を利用することは原

則として認めない。

(利用方法)

第9条 保養所を利用しようとする者は、保養所委託管理会社に別紙1の記載方法により直接申 込むことで利用することができる。

(利用料)

第10条 保養所を利用する者は、次の利用料を区分に応じてチェックアウト時に保養所で支払 わなければならない(現地払い)。

(1) 利用料の区分(消費税 10%込)

区分	被保険者・被扶養者	その他
朝食	500円	500円
夕食	2,000円	2,000円
宿泊料	2,500円	6,100円
計(1泊2食)	5,000円	8,600円
素泊まり	2,500円	6,100円

区分	相互利用者(A 区分)	相互利用者(B 区分)	相互利用者(C 区分)
朝食	500円	500円	500円
夕食	2,000円	2,000円	2,000円
宿泊料	7,400円	8,500円	9,600円
計(1泊2食)	9,900円	11,000円	12,100円

※相互利用者の場合、利用時期によって更に A・B・C に区分し利用料を変えた設定とする。A:通常時、B: 土曜日等、C: GW・夏季・年末年始等

- (2) 保養所管理会社(㈱ビスタリゾート)の会員が、相互利用者として強羅荘を利用する場合利用時期(A区分・B区分・C区分)によって利用料が異なる。なお、相互利用者の利用時期については別途定める㈱ビスタリゾートの料金区分カレンダーによる。
- (3) 小学生の利用料は半額とする。ただし、相互利用者の小学生の利用料は附表-1 に定めた利用料とする。
- (4) 小学生未満の利用料は無料とする。ただし、小学生未満でも寝具を利用する場合は、小学生の宿泊料(素泊まり料金)をいただく。また食事を希望する場合は、特別料理の「子供プレート」(夕食・朝食)を有償で提供することが出来る。なお、相互利用者の幼児(小学生未満)の利用料については、附表・1 で定めた利用料とする。

附表-1 ◎小学生利用料の区分(消費税込)

区分	被扶養者	その他
朝食	250円	250円
夕食	1,000円	1,000円
宿泊料	1,250円	3,050円
計(1泊2食)	2,500円	4,300円
素泊まり	1,250円	3,050円

※被扶養者その他の幼児の寝具利用時料金については小学生料金を適用する。

区分	相互利用者(A 区分)	相互利用者(B 区分)	相互利用者(C 区分)
朝食	250円	250円	250円
夕食	1,000円	1,000円	1,000円
宿泊料	5,680円	6,450円	7,220円
計(1泊2食)	6,930円	7,700円	8,470円

◎幼児利用料(相互利用者)の区分(消費税込)

区分	相互利用者(A 区分)	相互利用者(B 区分)	相互利用者(C 区分)
朝夕食	1,020円	1,020円	1,020円
宿泊料	3,930円	4,480円	5,030円
計(1泊2食)	4,950円	5,500円	6,050円

- 2 保養所が保有する会議室の利用は、次のとおりとする。
 - (1) 利用時間 利用時間は原則9時から22時までとする。
 - (2) 利用料金 1日(5時間以上) 11,000円

(5時間以内) 5,500円

- (3) 定員 最多 35名
- (4) 保養所管理人の公休日は原則として利用できない。

(特別利用料)

- 第11条 特別利用料は、特別料理や飲み物、その他カラオケ等基本利用料(利用料の区分)に含まれない有料のものをいう。
- 2 特別料理は事前準備が必要なため、宿泊利用申込時に web または FAX、TEL で事前に申込みしなければならない。ただし、変更等が生じた場合は4日前まで変更を受付けるものとする。なお、有料の遊具等については、空きがあれば当日の申込みでも利用は可能とする。

3 特別利用料は現地で支払うものとする。

(違 約 金)

- 第12条 保養所利用日3日前から2日前までの利用中止(キャンセル)の申し出の場合は、利用料の20%を違約金として徴収する。また、前日利用の中止は利用料の50%を、当日の利用の中止は利用料の80%(連絡がない場合は100%)を違約金として徴収する。
- 2 前条の特別料理を注文している場合は、前項にかかわらず利用日3日前以降にキャンセルした場合は、特別料理の全額を違約金として徴収する。
- 3 地震、台風等天災が発生し、保養所利用が困難な場合は当日キャンセルの場合でも違約 金は発生しないものとする。

(入 湯 税)

第13条 強羅荘の温泉を利用した者は、利用料の他に入湯税(150円/人)を現地で納めなければならない。但し、小学生以下は除く。

(利用上の注意等)

- 第14条 次の各号の一に該当する場合は、利用を拒絶し、または利用者通知書の発行を取消し、若 しくは退所を求めることがある。
 - (1) 伝染性疾病または他人に不快感を与える疾病のある者並びに付添い人を必要と するにもかかわらず、帯同しない傷病者若しくは老幼者。
 - (2) 利用申込書に不実を記載したとき。
 - (3) 利用者通知書を持たず、または無効である利用者通知書により利用しようとし、 または利用したとき。
 - (4) 秩序風紀を乱し、喧騒、放歌等他人の迷惑となる行為をしたとき。
 - (5) 保養所の設備、備品、什器等を故意に破損し、または持ち出したとき。
 - (6) 理由なく管理人の指示に従わなかったとき。
 - (7) 前各号のほか、退所せしめる必要があると認められたとき。

(損害の弁償)

第15条 利用者が故意または重大な過失により、保養所の設備、備品、什器等を毀損、滅失若し くは汚損した場合は、利用者と利用責任者は連帯して、時価により弁償しなければならない。

(利用者遵守事項)

- 第16条 利用者は、次の事項を必ず守らなければならない。
 - (1) 火気の扱いに注意し、特に煙草は灰皿の備えてある場所で喫煙すること。

なお、喫煙・禁煙に関する対応は保養所の所在する地方条例等に準拠する。

- (2) 紙屑その他汚物を散らさぬこと。
- (3) 建物、建具、備品、什器等を破損しないよう注意すること。
- (4) 他人の迷惑となる行為及び秩序風紀を乱す行為を慎むこと。
- (5) 部屋の割当ては管理人の指示に従うこと。
- (6) 夜遅く無断で外出しないこと。外出する場合は必ず帰所時間を管理人に知らせて おくこと。
- (7) 午後10時以降は特に静粛にし、管理人等に用を申しつけないこと。

(利用の制限及び取消し)

第17条 施設の改修、行事の開催、伝染病の発生、その他必要ある場合は、一時保養所を閉鎖し、 利用の時期、利用人員、その他につき制限を行いまたは利用を取消すことができる。

(事故の発生責任)

第18条 天災地変またはこれに準ずる災害、若しくは利用者の責任による盗難、負傷、疾病その他 の事故については、本組合はその責任を負わない。

(そ の 他)

第19条 この規程に定めのない保養所利用に関わる取扱い(利用料金の支払方法、特別料理の品目、 館内施設の利用方法等)については、別途定める。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、規約第22条の規定により組合会の議決を要するものとする。なお、 別紙1に定める「強羅荘手続き方法」の変更については理事長決裁で変更できるものとす る。

附 則

- この規程は昭和52年4月1日から施行する。
- この改正規程は昭和53年4月1日から施行する。(第11条)
- この改正規程は昭和54年4月1日から施行する。(第11条、第13条)
- この改正規程は昭和56年4月1日から施行する。(第4条、第11条)
- この改正規程は昭和59年5月1日から施行する。(第11条)
- この改正規程は平成7年4月1日から施行する。(第11条、第13条)

- この改正規程は平成9年4月1日から施行する。(第11条、第13条)
- この改正規程は平成16年4月1日から施行する。(第9条、第10条第2項、第11条第1項)
- この改正規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。(第 8 条第 3 項新規条文追加、第 9 条第 1 項第 1 号条文改正、第 2 号~第 7 号新規条文追加、第 2 項条文改正、第 3 項に第 10 条第 2 項より移 項、第 18 条を 1 条繰下げ、新規条文追加)
- この改正規程は平成20年4月1日から施行する。(第9条第1項第5号及び第7号)
- この改正規程は平成 21 年 8 月 1 日から施行する。(第 2 条、第 3 条第 1 項、第 2 項、第 4 条、第 8 条第 3 項第 2 号条文追加、第 9 条第 1 項第 1 号 区分項目変更、第 9 条第 1 項第 2 号、同第 4 号、同第 5 号条文削除し第 6 号以下を繰上げ、第 9 条第 2 項、第 15 条第 1 項第 1 号)
- この改正規程は平成22年4月1日から施行する。(第4条第3号、第9条第2項)
- この改正規程は平成23年8月1日から施行する。(第9条第3項第3号)
- この改正規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(第 9 条第 1 項第 1 号の区分項目及び料金の変更 第 2 号~第 4 号の全文変更、第 5 号と第 6 号の 繰下げ、同条第 2 項を削除し、第 3 項を繰り上 げ)
- この改正規程は平成26年4月1日から施行する。(第2条第1項第2号を削除し第3号を繰り上げ、

第3条第1項の適用範囲を変更、第4条第1項 第2号を削除し、第3号を繰り上げ、第8条第3 項第2号の利用方法を変更、第9条第1項第1 号の利用区分及び料金変更、日帰り欄・熱海荘特 別室追加料金の削除、軽井沢山荘和洋室の料金設 定変更、第3号・第7号の適用範囲を変更、第8 号を削除、第9号の利用料の設定を変更し、第8 号に繰り上げ、第10号を第9号に繰上げ、第11 号の日帰り利用を削除、附則-1として小学生利 用料の区分表を設定、附則-2として利用者区分 と利用料の明細表を設定、第2項の熱海荘を削

除し、利用時間・利用料金(消費税含む)を変更、 第 11 条第 1 項の違約金額を変更、第 12 条の熱 海荘を削除し、入湯税の徴収内容を具体的に変 更。)

- この改正規程は平成29年3月1日から施行する。(第8条、第11条)
- この改正規程は平成29年8月1日から施行する。(第2条、第4条)
- この改正規程は平成30年4月1日から施行する。(第2条~第4条、第8条~第13条、第20条)
- この改正規程は令和1年10月1日から施行する。(第3条、第10条)
- この改正規程は令和5年4月1日から施行する。(第10条及び附表-1)

別紙1

【強羅荘手続き方法】

(1)予約方法

- 1 保養所(強羅荘)を利用しようとする者は、下記のいずれかの手続きをとること。
 - ① web で申込む方法

トピー健康保険組合ホームページの保養所案内から「保養所申込専用ページ (http://vista-resort.com/topykenpo/)」にアクセスして、申込フォーム(利用申込書)に必要事項を入力しwebから申込む。予約が確定すると「予約通知書」が返信される。

② FAX で申込む方法

トピー健康保険組合ホームページの申請書類一覧に掲載のある「強羅荘利用申込書」を印刷し、申込書に利用者全員の情報と利用内容を記入し、「ビスタリゾート予約センター」に FAX(03-3295-1066)で送信する。予約が確定した段階で別途「予約通知書」が郵送される。保養所利用の可否は FAX(または TEL)で確認することが出来る。

③ TELで申込む方法

「ビスタリゾート予約センター」TEL(0570-040809)に、予約に必要な事項(利用日、人数、利用責任者、保険証番号、食事等)を伝達し申込む。予約が確定した場合、後日「予約通知書」とともに「強羅荘利用申込書」が利用責任者に送付されるので、用紙に利用者全員の情報を記入し、利用当日に管理人に提出する。

(2)利用における注意事項

1 「利用通知書」が「利用券」となるので、利用日当日チェックインの際に管理人に提出すること。

なお、利用責任者においては、①被保険者・被扶養者は「被保険者証」②その他は「身分証明書(運転免許証等)」を管理人に提示すること。

- 2 予約は、原則利用日の3か月前の同日9:00より受けつける。
- 3 GW 期間、夏期期間及び年末年始期間については、期間を定め抽選とする。申込期間、 抽選日についての詳細は「保養所申込専用ページ」にて案内するものとする。
- 4 利用の中止または利用人数に増減があった場合
 - (1) やむを得ず利用を中止するときは、4日前までにその旨を現地へ連絡する。
 - (2) 利用人員に変更があったときは、4日前までにその旨を現地へ連絡する。なお、 利用人員が増加した場合の部屋数の増加は当日の状況により対応できない場合が ある。
- 5 利用希望日が直近の場合、食事を提供出来ないことがある。